

平成29年度 12月補正予算の概要

平成29年11月20日

平成29年度12月補正予算の概要①

一般会計

補正額

11億4,558万円

補正後の予算額

1,151億6,259万円

【対前年度同期比15億1千万円（1.3%）の減】

継続費（追加）

（仮称）一志こども園整備事業
学校教育施設整備事業（空調設備）

地方債（変更）

認定こども園整備事業

平成29年度12月補正予算 主な事業

- | | |
|---|-----------|
| ① (仮称)芸濃こども園の整備に係る基本設計、
実施設計経費等を計上 | 5,777万円 |
| ② 子ども医療費の窓口無料化に伴うシステム改修 | 1,026万円 |
| ③ 精神障害者保健福祉手帳2級所持者の通院
医療費助成に伴うシステム改修 | 700万円 |
| ④ 放課後児童クラブ運営費補助金を増額 | 1億837万円 |
| ⑤ 社会保障関係経費等の実績見込みによる調整 | 7億6,451万円 |
| ⑥ 人件費の実績見込み及び人事院勧告に伴う
給与改定に係る調整 | 1億2,631万円 |

平成29年度12月補正予算の概要②

特別会計

補正額 6,498万円

補正後予算額 698億2,677万円

会計

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業、農業集落排水事業、土地区画整理事業、住宅新築資金等貸付事業

概要

人件費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整など

企業会計

補正額 39億9,883万円

補正後予算額 636億4,939万円

概要

- 下水道事業会計において、人件費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整など
- モーターボート競走事業会計において、売上金の増に伴い払戻金などを増額

平成30年9月から

精神障害者保健福祉手帳2級所持者の
通院医療費助成(1/2)の方針を決定！

～平成29年度12月補正予算に電算システム改修費を計上～



平成29年11月20日

津市の障がい者に対する福祉医療費助成制度の状況

○:三重県補助事業 ◎:津市単独事業

対象者 対象医療費	精神障害者 保健福祉手帳		身体障害者手帳			療育手帳		
	1級	2級	1級	2級	3級	A1	A2	B1
入院	◎ ^(※1)	◎ ^(※1)	○	○	○	○	○	◎ ^(※2)
通院	○	—	○	○	○	○	○	◎ ^(※2)

※1 長期(90日超)の入院医療費(精神科)を1/2助成
 ※2 身障4級かつ療育B1の場合は県補助対象

身障手帳**3級**と精神手帳**2級** ▶▶▶ 他の制度では、ほぼ同程度の扱い

後期高齢者医療制度の障害認定

下記の障がいがある場合、65歳から保険加入可能

- 身体障害者手帳 1級～**3級**、4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳 1級、**2級**
- 療育手帳 A1、A2
- 障害年金 1級、2級

障害年金の等級

下記の障がいと、年金等級2級の認定基準がおおむね同じ

- 身体障害者手帳 **3級**、4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳 **2級**

精神障がい者の医療費に関する国の支援制度

自立支援医療（精神通院医療）

対象者

精神保健福祉法に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人

対象医療

精神障がい及び医師により精神障がいに起因して生じたと診断された病態に対して行われる通院医療

支援内容

医療機関での窓口支払いが医療費の1割となる
※所得に応じた自己負担限度額
（月額2,500円～20,000円）があります

精神科以外の入院・通院は対象外

精神障がい者の医療費助成拡大に向けての動き

三重県

県は、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の通院医療費助成については、現在、県の補助対象としないものとしている

津市から要望

3障がい同一の観点から、県補助（2分の1補助）を行うよう要望

平成26年8月19日	「県政要望」を提出
平成27年8月21日	「県政要望」を提出
平成28年8月19日	上記を議題とし「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、知事と市長による1対1対談を実施
平成28年8月26日	「県政要望」を提出
平成29年8月24日	「県政要望」を提出

三重県市長会からの要望

3障がい同一の観点から、県補助（2分の1補助）を行うよう要望

平成23年度から毎年度（本年度：平成29年8月9日）…「三重県への要望」を提出

今年度の県からの回答

平成29年10月17日

本県の実情に鑑み、制度の持続性を確保しながら、給付と負担のバランスを勘案するなど、慎重に検討する必要がある

医療費助成に対する精神障がい者及び関係団体からの要望

精神障がい者の医療費負担に関する現状

- 思うように働くことができず、扶養する家族の負担も大きくなりがちである
- 向精神薬の副作用で体調を崩すことがあり、精神科以外にも診療が必要なことが多い
- 金銭面の不安から、必要な診療を受けることができない
- 歯科は高額になることが多く、虫歯を放置している場合もある
- 身体障がい者や知的障がい者に比べて、精神障がい者への支援は少ない
- 医療費助成によって、精神障がい者の経済的な自立を支援してほしい

経済的負担の軽減

総合的な健康づくり

障がい者の自立を支援

精神障がい者が自立し、健やかに暮らせる津のまちづくりのため

新たに精神2級の通院医療費助成（1/2）の方針を決定！

平成29年度補正予算に電算システム改修費700万円を計上

助成拡大モデルケース①

平均的な医療費助成の月額モデル

【想定世帯：障がい年金を主な収入源とする住民税非課税世帯】

【単位：円】

障がい者医療	総医療費 (10割)	保険者負担 (7割)	患者負担(3割)		月額 福祉医療費助成額 (1/2助成)	年額 福祉医療費助成額 (1/2助成)
			自立支援医療費制度 による助成(国・県)	自己負担額 (窓口負担額)		
精神通院 (自立支援医療)	23,000	16,100	4,600	2,300	1,150	13,800
他科通院	10,000	7,000	0	3,000	1,500	18,000
合計	33,000	23,100	4,600	5,300	2,650	31,800

65歳以上 障がい者医療	総医療費 (10割)	保険者負担 (9割)	患者負担(1割)		月額 福祉医療費助成額 (1/2助成)	年額 福祉医療費助成額 (1/2助成)
			自立支援医療費制度 による助成(国・県)	自己負担額 (窓口負担額)		
精神通院 (自立支援医療)	16,000	14,400	(※1) 0	1,600	800	9,600
他科通院	23,000	20,700	0	2,300	1,150	13,800
合計	39,000	35,100	0	3,900	1,950	23,400

(※1) 上記モデルでは、月額の自己負担限度額2,500円を上回っていないため、自立支援医療による助成はありません

助成拡大モデルケース②（他科の医療費が高額）

精神科以外の疾病（糖尿病）を併発している場合の月額モデル

【想定世帯：障がい年金を主な収入源とする住民税非課税世帯】

【単位：円】

障がい者医療	総医療費 (10割)	保険者負担 (7割)	患者負担(3割)		月額 福祉医療費助成額 (1/2助成)	年額 福祉医療費助成額 (1/2助成)
			自立支援医療費制度 による助成(国・県)	自己負担額 (窓口負担額)		
精神通院 (自立支援医療)	23,000	16,100	4,600	2,300	1,150	13,800
糖尿病 (インシュリン)	30,000	21,000	0	9,000	4,500	54,000
合計	53,000	37,100	4,600	11,300	5,650	67,800

65歳以上 障がい者医療	総医療費 (10割)	保険者負担 (9割)	患者負担(1割)		月額 福祉医療費助成額 (1/2助成)	年額 福祉医療費助成額 (1/2助成)
			自立支援医療費制度 による助成(国・県)	自己負担額 (窓口負担額)		
精神通院 (自立支援医療)	16,000	14,400	(※1) 0	1,600	800	9,600
糖尿病 (インシュリン)	30,000	27,000	0	3,000	1,500	18,000
合計	46,000	41,400	0	4,600	2,300	27,600

(※1) 上記モデルでは、月額の自己負担限度額2,500円を上回っていないため、自立支援医療による助成はありません

助成範囲・対象者数

拡大範囲

精神障害者保健福祉手帳2級の通院医療費

助成範囲

保険診療分の自己負担相当額の1/2

実施時期

平成30年9月診療分から（予定）

対象者数

約1,000人（平成29年3月31日現在）

該当者約1,300人の内、所得制限超過者等を除く

所得制限の限度額

現行の障がい者医療費と同じ基準

本人所得額 約360万円 +（税法上の扶養親族の数×38万円）

扶養義務者等所得額 約628万円 +（扶養親族の数×21万3千円）

※1人目は24万9千円

医療費助成拡大に向けた今後の事務フロー

平成29年度12月補正予算議決後

平成30年
1月～

- 津市福祉総合システムの改修
- 各医療機関への制度説明・周知

6月

市から該当者宛てに「福祉医療費受給資格証交付申請書」を郵送

6月～7月

「福祉医療費受給資格証交付申請書」を同封の返信用封筒で市に郵送(返送)、または市窓口へ提出

所得判定の実施

8月下旬

受給対象者に「福祉医療費受給資格証」を交付

平成30年9月 精神2級の通院医療費の1/2助成を開始

問い合わせ先

精神障がい者が自立し、健やかに暮らせる
津のまちづくりを進めます！

問い合わせ先

津市健康福祉部保険医療助成課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3158

ファクス 059-229-5001

E-Mail 229-3159@city.tsu.lg.jp



白塚漁港（白塚地区・河芸地区） の県営化に向けて！



平成29年11月20日

これまでの経緯

白塚及び河芸町漁業協同組合

経営基盤の安定

組合員減少

組合合併の気運が高まる

平成28年7月26日

白塚漁業協同組合と河芸町漁業協同組合で組合合併に向けた推進協議会が設立

平成29年4月27日

白塚漁業協同組合と河芸町漁業協同組合で組合合併の調印



平成29年7月3日

白塚漁業協同組合と河芸町漁業協同組合が合併し新たな**白塚漁業協同組合**としてスタート！

漁港の利便性の向上に寄与

白塚漁港（白塚地区）への市場機能の集約を図り、**維持管理費の縮減**や**施設の一体的な利用**を可能とする

漁港県営化の経緯

漁港県営化
の要件



「三重県水産物流通圏域」の流通拠点漁港に選定され、
かつ2種漁港としての要件を満たしているもの

平成29年3月28日

国が漁港漁場整備法に基づく新たな漁港漁場整備長期
計画を閣議決定

三重県では新たな漁港漁場整備長期計画に合わせて新たな圏域計画を策定

水産物の生産・流通に一体性を有する範囲として、6つの圏域^(※)を設定しており、
白塚漁港については、伊勢湾南部圏域における流通拠点漁港として選定
なお、漁協合併後の利用形態を見据えて白塚漁港(白塚地区・河芸地区)とする

(※) 6つの圏域・・・伊勢湾北部・南部、鳥羽、志摩、熊野灘北部・南部

白塚漁港が2種漁港の要件をすべて備えている

三重県での公表

平成29年10月10日

三重県議会の環境生活農林水産常任委員会で 白塚漁港の県営化の報告

漁業地域の広域的連携や水産物流通の一層の効率化を図るために、流通拠点漁港^(※)における高度衛生管理対策の推進、南海トラフ地震に備えた耐震化・津波対策に主体的に取り組むことを発表

(※)流通拠点漁港

白子港（鈴鹿市）、白塚漁港（津市）、答志漁港（鳥羽市）、
安乗漁港（志摩市）、奈屋浦漁港（南伊勢町）、遊木漁港（熊野市）

白塚漁港・答志漁港・奈屋浦漁港 → 県管理漁港

漁港の種別

第1種漁港

その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

香良洲（津市）、松ヶ崎（松阪市）など

第2種漁港

その利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属しないもの

神島（鳥羽市）、宿田曾（南伊勢町）など

第3種漁港

その利用範囲が全国的なもの

安乗（志摩市）、錦（大紀町）など

2種漁港の要件と白塚漁港の状況

2種漁港の要件

- ① 地元漁船が50隻以上又は、当該漁船の総トン数の合計が500トン以上であること
- ② 利用漁船が25隻以上又は、当該漁船の総トン数の合計が250トン以上であること
- ③ 年間属地陸揚げ量1,125トン以上であること
- ④ 次に掲げる施設をすべて有していること
 - 係留施設(岸壁又は物揚場に限り)
 - 幅員3m以上の臨港道路
 - 荷捌き所

白塚漁港の状況

地元漁船71隻 総トン数421.2トン

利用漁船117隻 総トン数1283.3トン

年間属地陸揚げ量 12,025トン

係留施設
臨港道路(幅員8m)
荷捌き所
すべて備えている

2種漁港の指定には、上記①～④の要件のうち原則3つ以上のクリアが必要

白塚漁港は①～④すべての要件をクリア！

今後のスケジュール

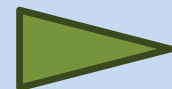
平成30年3月中旬
同日付（予定）

津市



1種（白塚）漁港の取消

三重県



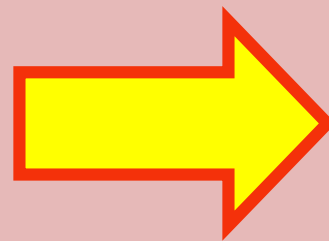
2種（白塚）漁港の指定

平成30年3月末日（予定）

三重県と白塚漁港（白塚地区・河芸地区）に係る
施設の譲渡契約を締結し**県営化**へ！

白塚漁港（白塚地区・河芸地区）

津市管理

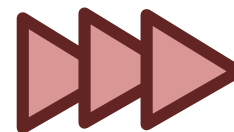


三重県管理

2種漁港指定以降の漁港管理について

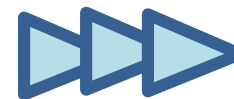
白塚漁港
(白塚地区・河芸地区)

第1線用地までの漁港施設
漁港海岸堤防



三重県

第1線用地以外の用地



津市

三重県

漁港施設

三重県

第1線用地内

第1線用地

三重県

漁港海岸堤防

津市

第1線用地以外

